

財政援助団体等監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各団体の出納及び出納に関連する事務で出捐金に係るものを対象として監査を実施した。

日 程	種 目	出資団体名	出資現在高	出資割合	実 施 場 所
令和4年12月19日から 令和5年2月16日まで	出捐金	職業訓練法人 青森情報処理 開発財団	20,000,000円	40.0%	・あおもりコンピュー ター・カレッジ ・監査委員室
令和4年12月22日から 令和5年2月6日まで	出捐金	公益財団法人 青森学術文化 振興財団	1,000,000,000円	49.8%	・青森市役所 本庁舎 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか
- 2 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

1 職業訓練法人青森情報処理開発財団

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

契約事務関係書類に不備が多数見受けられ、契約事務規程のとおり契約事務が行われていなかった。

2 公益財団法人青森学術文化振興財団

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。